

公共事業評価の「基本的考え方(案)」対比表 (1/5)

| 第 2 回 研 究 会 | 今 回 | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>序 文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民にとって真に必要な公共事業を実施するにあたり、厳しい財政状況下、限られた資源をより有効に活用することが求められている。 ・このため、平成10年度より公共事業の評価に取り組んできたところであるが、国民からは公共事業に対して引き続き厳しい目が向けられている。 ・公共事業実施に関わる者として、これを真摯に受け止め、国民が納得する公共事業を実施するため、公共事業評価の基本的考え方を示す。 | <p>序 文</p> <p>現下の我が国の厳しい経済財政状況にあって、日本経済の再生に向けた構造改革の取組みが各分野で進められており、公共事業についても、その改革に積極的に取り組んでいる。</p> <p>一方、国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民に対する行政のアカウンタビリティ(説明責任)を果たすこと等を目的として、中央省庁等改革を契機に政策評価制度が導入され、平成14年度からは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき政策評価を行うこととなっている。</p> <p>公共事業については、その効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、政策評価制度の導入に先んじて、公共事業評価に取り組んできたが、公共事業については、国民から依然として厳しい目が向けられており、公共事業実施に関わる者として、これを真摯に受け止め、公共事業評価のさらなる改善を図る必要がある。</p> <p>そこで、現在の科学的知見をもってしても解決できない多くの課題が残っていることを認識した上で、これら課題に対して可能な限り一定の方向付けを行い、公共事業評価の基本的考え方をここに示す。</p> | <p>政策評価の導入の目的を明記。</p> <p>事業評価には多くの課題が残っているものの一定の方向付けを行うことを明記。</p> |
| <p>1. 目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本基本的考え方は、事業評価に携わる者の基本姿勢を示すとともに、公共事業の評価にあたっての基本、評価の枠組み等、全ての公共事業の評価において尊重すべき事項をとりまとめ、真に必要な公共事業のより効率的な実施と一層の透明性の向上に資することを目的とする。 | <p>1. 目 的</p> <p>本基本的考え方は、公共事業評価にあたっての基本等、すべての公共事業評価において尊重すべき事項を示すとともに、その評価が厳格なものとなるよう公共事業評価に携わる者の基本姿勢を示し、真に必要な公共事業のより効率的な実施と透明性の一層の向上に資するものとする。</p> | |
| <p>2. 公共事業評価の意義と基本姿勢</p> <p>2.1 公共事業評価の目的と意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業評価は公共事業実施の意思決定のための重要かつ客観的な判断材料を提供する。 ・また、事業実施の意思決定プロセスにおける透明性を確保し、国民へのアカウンタビリティを果たす。 ・事業評価を通じて、真に必要な公共事業のより効率的な実施を目指していくという公共事業実施に関わる者の意識を明確にする。 | <p>2. 公共事業評価の意義と基本姿勢</p> <p>2.1 公共事業評価の意義</p> <p>公共事業は、社会資本整備を通じ、「自立した個人の生き生きとした暮らしの実現」、「活力ある経済社会の維持・発展」、「安全の確保」、「美しく良好な環境の保全と創造」、「多様な地域形成」に大きな役割を果たすことを期待されている。</p> <p>公共事業評価の目的は、これら公共事業の果たす役割を常に念頭において公共事業実施の意思決定を行うための重要かつ客観的な材料を提供することである。</p> <p>また、事業実施の意思決定プロセスにおける透明性を向上し、国民へのアカウンタビリティを果たすと同時に、予算等の限られた資源の効果的な執行を図るものである。</p> <p>さらに、このような取り組みを通じて、真に必要な公共事業のより効率的な実施を目指していくという公共事業の実施に携わる者の意識を明確にするものである。</p> | <p>事業評価の目的を明記。 (第2回研究会3.1から移動。)</p> |

公共事業評価の「基本的考え方(案)」対比表 (2/5)

| 第 2 回 研 究 会 | 今 回 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>2.2 公共事業評価にあたっての基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業評価に携わる者は、組織にとらわれることなく、真に国民の立場に立って高い理想と厳しい姿勢を持って評価を行う。 ・評価に用いた手法やデータ及び評価結果は積極的に公表しアカウンタビリティの向上に資するとともに、種々の批判に対して真摯に応える。 ・事業評価は、現在の科学的知見を駆使して行うが、その精度や信頼性に留意しつつ実施する。並行して評価に必要な知識、技術の蓄積、向上等、その改善に向けた不断の努力を行う。 | <p>2.2 公共事業評価に携わる者の基本姿勢</p> <p>公共事業評価に携わる者は、評価に際し、次のことを常に心がけなければならない。</p> <p>(1)組織にとらわれることなく、真に国民の立場に立って高い理想と厳しい姿勢を持つこと。</p> <p>(2)評価に用いた手法及びデータ並びに評価結果は積極的に公表しアカウンタビリティの向上に資するとともに、種々の批判に対して真摯に応えること。</p> <p>(3)公共事業評価は、現世代の価値観に基づき、現在の科学的知見を駆使して行うものであるが、将来世代の価値観を反映したものではないこと、科学的知見には限界があることを認識し、評価手法の精度や信頼性に留意すること。</p> <p>(4)評価に必要な知識、技術の蓄積と向上を図るとともに、国民とのコミュニケーションを通じ、その改善に向けた不断の努力を行うこと。</p> | <p>事業評価手法での限界を示し、謙虚さと慎重さが要求されることを記述。</p> <p>国民とのコミュニケーションを通じ、手法の改善に努めていくことを記述。</p> |
| <p>3 . 公共事業評価にあたっての基本</p> <p>3.1 公共事業の役割を念頭においた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業は、社会資本整備を通じ、「人々の生き生きとした暮らし」、「活力ある経済社会」、「日々の安全」、「美しく良好な環境」、「多様性ある地域」を実現する。 ・事業評価は、これら公共事業の役割を常に念頭に置いて実施する。 | <p>3 . 公共事業評価にあたっての基本事項</p> | <p>(2.1に移動。)</p> |
| <p>3.2 公共事業評価にあたっての基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価にあたっては、科学的知見を最大限に活用し、論理的・客観的に実施する。 ・評価は、様々な項目を体系的に構成し実施する。 ・類似の事業種別間では、評価手法・効果の計測手法等の整合性を確保する。 ・評価結果の公表の際、評価の判断基準や意思決定過程を明示するとともに、第三者による評価内容のチェックが可能となるよう、評価に用いた資料・データを公開する。 | <p>3.1 公共事業評価の基本</p> <p>公共事業評価は、事業実施者が事業の実施に係る意思決定に際して、自ら厳格に行い、国民に対するアカウンタビリティを果たすことが基本である。</p> <p>事業の実施に係る意思決定については、個別事業の実施の是非や各事業の優先性などの判断があり、公共事業評価は、それに資する材料を提供する。そのためには、公共事業評価の客観性、透明性のさらなる向上を図る必要がある。</p> | <p>事業実施者が評価を行うことを明記。</p> |
| | <p>3.2 公共事業評価の客観性・透明性の向上</p> <p>公共事業評価は、公共事業の果たす役割を踏まえ、公共事業による様々な効果・影響について体系的に整理し、科学的知見を最大限に活用し、論理的・客観的に実施する。</p> <p>また、評価に用いた手法を公表し、評価結果が得られる過程を明示するとともに、第三者による評価内容のチェックが可能となるよう、評価に用いた資料・データを公開する。</p> | <p>情報公開を積極的に行うことを明記。</p> |

公共事業評価の「基本的考え方（案）」対比表（3/5）

| 第 2 回 研 究 会 | 今 回 | 備 考 |
|--|--|---|
| | <p>3.3 公共事業評価の効率性の確保 公共事業評価の意義に鑑みて、公共事業評価自体についても効率的な評価を実施するよう留意する。そのため、把握しようとする効果・影響が、評価結果へ与える影響が大きく、高い信頼性が求められる場合については、十分な時間と費用を投じる必要があるが、評価結果への影響が小さいことが明らかな場合については、簡素に実施できる範囲の評価を行う。</p> | |
| <p>4．公共事業評価の実施 4.1 基本事項 ・事業に係る意思決定は、事業評価をもとに行うことになるため、適切に評価の実施時期、評価の単位を決定する。 ・評価の単位は、原則として意思決定を行う単位とする。ただし、複数の事業により、一体的に機能が発揮される事業の場合等は、適切な評価の単位を設定する。 ・事業評価は、事業の実施に係る意思決定の段階で実施することを原則とする。代表的な実施時期は、事業の新規採択時の段階、実施中の事業の継続又は中止を決定する段階、更に事業完了後一定期間を経過した段階とする。 ・評価の際には、事業の特性に応じ、上位計画や制度との関係についても考慮する。</p> <p>4.2 評価にあたっての視点 ・公共事業には、計画から供用までに要する期間が長い、供用後の耐用年数が長いという特性があるため、評価対象期間を適切に設定することが必要である。 ・長期間を対象に評価することから、費用便益分析等の実施に当たっては、時間軸における評価の基準時点を適切に設定し、投資の有効性を比較検討できるよう社会的割引率を用いて評価時点の価値に換算する。 ・将来の不確実性、事業の遅延の影響等についても考慮することが必要である。 ・評価の基礎となる需要予測等について、精度の向上等を図る一方、予測には限界があるので、一定の幅をもって捉えることが必要である。 ・公共事業は社会経済に広く影響を及ぼすことから、環境、地域経済等の外部経済・不経済については、可能な限り評価に組み入れることが必要である。 ・新規採択時評価では、可能な限り複数の代替案（ハードだけではなくソフトを含めて）を検討し、評価を実施する。 ・再評価では、事業を巡る社会経済情勢の変化、事業の投資効果やその変化、事業の進捗見込み、代替案立案の可能性の視点による評価を実施する。また、既投資額や中止に伴う追加コストに留意して、評価対象期間、評価の基準時点を適切に設定する。 ・事後評価では、事業効果を可能な限り定量的に確認し、当初事業計画と実際の事業実施状況との比較を行い、当初見込みと違う場合は、その要因分析を実施する。</p> | <p>4．公共事業評価の実施 4.1 評価の対象 (1)事業範囲 評価対象の事業範囲は、原則として意思決定を行う単位とする。ただし、複数の事業により、一体的に機能が発揮される事業の場合等は、事業範囲を合理的に設定する。 (2)実施時期 評価の実施時期は、事業の実施に係る意思決定の段階を原則とする。代表的な実施時期は、事業の実施前の予算化等の段階（事前評価）、実施中の事業の継続又は中止を決定する段階（再評価）とする。 さらに、事業完了後一定期間を経過した段階（事後評価）においても実施する。 (3)実施内容 1)事前評価 事前評価においては、施設整備等のハード面だけでなく、それ以外のソフト面を含めて可能な限り複数案を検討し、評価を実施する。但し、対象事業の上位の事業計画において代替案比較を行っている場合には、その成果をあてる等、効率的な評価の実施に留意する。 2)再評価 再評価においては、事業を巡る社会経済情勢の変化、事業の投資効果やその変化、事業の進捗見込み、代替案立案の可能性を視点として評価を実施する。 評価にあたっては、事業を見直して継続する場合や中止する場合の既設構造物等の取扱いを明確にするとともに、既投資額や中止に伴う追加コストに留意する。 3)事後評価 事後評価においては、事業完了後の事業の効果・影響を確認し、当初事業計画、事前評価と実際の状況との比較を行い、計画・評価手法等に関する新たな知見を得る。事後評価の結果が当初見込みと違う場合は、その要因分析を実施し、今後の公共事業評価に反映させるとともに、必要に応じて評価手法の見直し等の対応を行う。 (4)対象期間 公共事業には、計画から供用までに要する期間が長い、供用後の耐用年数が長いという特性があるため、評価の対象期間を適切に設定する。 また、費用便益分析等の実施に当たっては、評価の基準時点を適切に設定し、投資の有効性を比較検討できるよう社会的割引率を用いて評価時点の価値に換算する。</p> | <p>事業範囲の記述を見直し。</p> <p>事後評価の方向性を追記。</p> |

公共事業評価の「基本的考え方(案)」対比表 (4/5)

| 第 2 回 研 究 会 | 今 回 | 備 考 |
|--|---|---|
| | <p>4.2 総合的な評価</p> <p>これまで、公共事業評価は、事業特性に応じて、事業の効率性の判断を与える費用便益分析等を活用し実施してきたが、経済効率性だけでは公共事業が及ぼす多くの分野への影響を十分には表現できない。このため、費用便益分析による経済効率性に加え、公共事業による効果・影響を体系的に整理し、事業を取りまく環境を含め総合的に評価することが重要である。評価項目の体系を図-1に示す。</p> <p>公共事業による効果・影響は、事業の主たる目的によって、国レベル・地域レベルの課題への対応によって異なることから、評価項目の体系を踏まえ、事業の特性に応じて評価項目と評価指標を適切に設定し総合的な評価を行う。</p> <p>このような総合的な評価の実施例を積み重ね、さらなる手法の改善を図っていく。</p> | <p>費用便益分析による経済効率性に加え、公共事業による効果・影響を体系的に整理し、事業を取りまく環境を含め総合的に評価することを記述。</p> |
| <p>4.3 評価手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価手法は、一貫性、整合性のあるものとする。 ・評価を論理的、客観的なものとするため、事業特性に応じて評価項目の体系化を図り、総合的な評価を実施する。 ・特に効率性の判断基準を与える費用対効果分析については、客観的なものとするため、できる限り定量的な評価を行う。 ・定量的な評価が困難な評価項目についても、どのような効果があるかできる限り定性的な評価を行う。 ・貨幣換算による定量的評価を行う費用便益分析については費用・便益の計測範囲を明確にする。 | <p>4.3 評価にあたっての留意点</p> <p>(1)事業分野間での評価手法等の整合性の確保</p> <p>公共事業評価を行う上で、全事業分野で共通的に用いることが適当である社会経済フレームや社会的割引率、また、費用・効果の計測にあたっての考え方について整合を図る。</p> <p>また、事業特性と主要な効果項目が類似する事業については、効果の計測手法、評価に用いる原単位等に関して可能な限り整合を図る。</p> <p>(2)将来の不確実性等への対応</p> <p>公共事業は将来の不確実性によって影響を受ける可能性があり、評価の前提となる需要予測、事業費、事業期間等に係る不確定要素を完全に除外することは極めて難しいことから、事前評価時、再評価時において、特に不確実性の大きい要因を対象とした感度分析を実施する。</p> <p>その際、事業の遅延については、事業実施予定期間の設定や事業の遅延に伴う社会的損失の要因と発生構造について整理するとともに、再評価や事後評価において事業の進捗状況等を検証し、事業遅延の実態や要因、また、事業遅延による社会的損失額の分析を進め、その結果を感度分析における事業費、事業期間の幅の設定に反映する。</p> <p>また、評価の基礎となる需要予測等については、精度の向上を図る一方、予測には限界があるので、適切な幅をもって捉え、感度分析に反映する。</p> <p>なお、大規模な災害は発生確率は小さいが、ひとたび発生すると甚大な(カストロフィック)被害をもたらすため、その社会的損失額の評価の考え方やリスクプレミアム扱い等について分析を進め、公共事業評価に反映する。</p> <p>(3)外部経済・不経済への対応</p> <p>事業対象地域とその周辺地域、あるいは、より広域な地域への経済波及効果等、市場を介して間接的にもたらされる効果である金銭的外部(不)経済が想定される事業分野については、地域計量経済モデル、一般均衡モデル等を用いた評価実績を蓄積し、手法の適性が確認された事業分野から適用していく。</p> <p>また、環境質の変化など市場を介さずに直接的にもたらされる効果である技術的外部(不)経済については、CVM(仮想的市場評価手法)、代替法、旅行費用法、ヘドニックアプローチなどの手法を用い、可能な限り貨幣換算若しくは定量化を行う。その際、効率的な評価実施のため、評価実績を蓄積し、類似事例における評価に活用する等の取り組みを拡大する。なお、定量的な評価が困難なものについても、わかりやすい指標などを用いて定性的な評価を行う等、効率的で効果的な評価の実施に留意する。さらに評価実績の蓄積や調査研究等を通じ、当該手法の適性について検証し、その適性が確認された事業分野から本格的に適用していく。</p> | <p>評価の前提条件に一定の幅を持たせて感度分析を実施することを記述。</p> <p>環境の評価については、様々な手法を用いて可能な限り定量評価すること等を記述。</p> |

公共事業評価の「基本的考え方(案)」対比表 (5/5)

| 第 2 回 研 究 会 | 今 回 | 備 考 |
|---|--|---|
| <p>5 . 公共事業評価の向上に向けて</p> <p>5.1 評価手法の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部経済・不経済の計測については、計測手法の精度や信頼性が十分とは言えないため、計測手法の改善方策について検討する。 事業完了まで予定以上の期間を要することがあるため、事業の進捗状況を検証し、事業の遅延があった場合、その要因を分析し、社会的損失額を計測する手法を検討するとともに、事業評価への導入について検討する。 事業評価においては、将来の不確実性によって評価結果が影響を受ける可能性があることから、感度分析を含めたリスクや不確実性に対応できる評価手法を検討する。 | | <p>現時点での対応方針を4.3に記述。</p> |
| <p>5.2 評価により得られた知見の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前・事業実施中・事後の評価の結果から得られる様々な知見を、今後の事業評価の手法や事業のより適切な実施に活用し、必要に応じて施策や制度にも反映させることにより、政策のマネジメントサイクルの確立につなげる。 | <p>5 . 評価結果の活用</p> <p>事前評価・再評価・事後評価の結果から得られる様々な知見、また、事業の遅延等の要因分析の結果等については、今後の事業評価の手法や事業のより適切な実施に活用し、必要に応じて施策や制度にも反映させる。</p> <p>また、得られた知見や分析結果等の蓄積に努めるとともに、その公開など国民とのコミュニケーションにより、評価手法のさらなる改善に努めていく。</p> | <p>国民とのコミュニケーションを通じ、手法の改善に努めていくことを記述。</p> |